

一般社団法人日本住宅塗装協会 会員規定

会員規定

一般社団法人 日本住宅塗装協会（以下「本会」という）が運営・提供する商品及びサービス、外壁塗り替え工事及びそれに付随する工事全般、各種イベント、塗り替え相談会（以下、「本会サービス」）を利用するには、一般社団法人 日本住宅塗装協会 会員規定（以下、「本会員規定」）に従って頂く必要があります。

本会の加盟店（会員）が本会サービスを利用、活用した時点で、本会員規定に同意したものとみなします。

第1条（総則）

（1）本会員規定は、本会の加盟店（会員）による本会サービスの利用、活用のすべてに適用されます。本会の加盟店（会員）が本会サービスを利用、活用するには、本会員規定を遵守して頂くものとします。

（2）本会サービスには、入会登録を行った加盟店（以下、「会員」という）にのみ提供するサービス（以下、「会員サービス」という）があります。会員は、本会員規定に加え会員規程を遵守して頂くものとします。

（3）個別規定の定められている本会サービスを利用、活用するには、本会員規定および当該サービスの個別規定を遵守して頂くものとします。

本会員規定と当該サービスの個別規定が抵触する場合は、個別規定を優先するものとし、その他の部分については、本会員規定と個別規定が同時に適用されるものとします。

当該サービスの個別規定については、本会会員規定によります。

（4）本会員規定ならびに各サービスの個別規定は本会員規程の一部を構成しており、それらすべてを含めたものが本会員規程となっております。

第2条（本会サービスについて）

本会サービスは、日本国内に在住する個人または日本国内に所在する法人を利用対象者として想定しています。海外への利用提供等は想定しておりません。

第3条（会員の禁止事項）

本会は、会員の以下の行為を禁止します。

- 1) 偽名、違法に入手した情報またはその他虚偽の情報を登録、利用する行為。
- 2) 本会および他の会員または第三者の財産、プライバシー、著作権、特許権、商標権、その他の知的所有権、企業秘密ならびにその他の権利を侵害する行為。
- 3) 本会および他の会員または第三者に対する誹謗中傷、名誉毀損、脅迫その他品位を欠き、他人に嫌悪感を与える行為。
- 4) 故意、過失を問わず、各種規制法規に違反する行為、またはその虞のある行為。
- 5) 会員自身が責任を負えない一切の行為。
- 6) コンピュータやシステム、顧客の個人情報、その他の各種データに損害や損失を与える、または不当に修正や変更を加えるような行為、または不当に情報やデータを収集する行為及びこれに至らない全ての不正アクセス行為。
- 7) 犯罪もしくは犯罪的行為に結びつく行為。
- 8) 公序良俗に反する行為。
- 9) 本会へ加盟することで得た機密情報を、自らの目的と合致した事業者との話し合い、取引に利用する以外の目的で利用（複製、販売、再販売、出版その他形態を問わず一切の利用をいう）する行為。
- 10) 本会に加盟登録し、本会より提供されるサービス以外の手段による、広告宣伝等を目的とした行為。
- 11) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為。
- 12) 本会の運営を妨げ、信頼を毀損するような行為、またはその虞のある行為。
- 13) 本会の主催する各種相談会において取得した顧客の個人情報等を第三者へ漏えい、及び販売目的で使用する行為。
- 14) 暴力団その他の反社会的勢力に関わる人物及び団体関係者と関わりを持つ行為。
- 15) 本会事務局へ問い合わせがあった顧客へ、本会事務局への報告及び連絡をすることなく交渉を行う行為。
- 16) 本会と取引及び提携関係のある団体や企業へ、本会事務局の許可なく個別取引交渉を行う行為。
- 17) 本会で定期開催する定例会議等で知り得た機密情報を、同業他社等へ漏えいする行為。

第4条（本会員規定違反）

本会員規定に違反するような行為等を発見した場合には、本会は、違反会員への本会サービスの利用を停止し、また違反行為に該当する行為を警告及び禁止することが出来ます。

またこの場合は、本会は、当該違反会員および第三者に対して一切の責任を負いません。

第5条（コンテンツ等に対する本会の権利）

(1) 本会ウェブサイトに掲載された画像・動画等のコンテンツの所有権、著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権、その他の全ての関連する権利は、全て本会に帰属します。

(2) 会員は、本会の事前承諾を受けた場合を除き、本会ウェブサイトに含まれるコンテンツ（一部か全部かを問わず）を複製、送信（送信可能化を含む）、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、二次利用、使用許諾、商品化しないものとします。

第三者情報（顧客情報）については、利用者は、提供者の同意が得られない限り、複製、送信（送信可能化を含む）、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、二次利用、使用許諾、商品化しないものとします。

(3) 本会は、利用者が本条項に違反し本会の権利を侵害した場合に、違反行為を差止める権利、違反行為によって生じたものの使用を差止める権利、違反行為によって生じた結果を除去することを求める権利、および違反行為による損害等の賠償を請求する権利を有します。

なお本会は、会員が第三者情報（顧客情報）を提供者の同意無くして利用した場合、当該違反行為を提供者に代り差止、除去する義務を負わず、また提供者に対し何らの損害賠償責任を負いません。提供者の責任と負担で当該違反行為者に措置、対応するものとします。

第6条（賠償責任）

本会に加盟登録している会員（本条以下、総称して「加盟店」という）は、国内国外を問わず、裁判上・裁判外を問わず、本会に発生した下記損害および必要となった訴訟関連費用（本会が必要と判断して裁判に参加した場合に生ずるものを含む。また裁判上、裁判外を問わず、要した弁護士費用を含む）を、賠償するものとします。

(1) 加盟店の行為または、加盟店によって提供または登録された情報やデータ、ファイル、その他のコンテンツに関連して本会に対して発生した損害等（直接発生したもの及び第三者が行なった請求に関連するものの双方を含む）。

(2) 加盟店と第三者との間で発生した売買やサービスの提供やその事前交渉に起因して、当該第

三者が本会に対して行なった請求により発生した損害等。

(3) その他、本会員規定の違反に関連して本会に対して発生した損害等（直接発生したものと及び第三者が行った請求に関連するものの双方を含む）。

第7条（取引への不介入）

本会は、本会サービスによる第三者情報の提供をきっかけとして発生したすべての会員間・利用者間での話し合い、取引、紛争に介入することはありません。会員又は利用者同士の責任において取引を行って頂きます。

従って、本会は、会員・利用者間での実際の交渉、取引、支払い等に関して、またそれらに起因または関連して発生した当事者間及び第三者との紛争や、上記紛争に関連して生じた損害等は一切負いません。

第8条（免責）

本会サービスの利用から生じる一切の損害(事業の中断、精神的損害、またはその他の金銭的損害や損失、費用を含む一切の不利益。本会員規程において以下、「損害等」という。)に関して、本会は責任を負いません。

また、下記の各損害についても、間接的であると直接的であるとを問わず、本会は一切責任を負いません。

a) 本会サービスの提供の一部または全部が変更、中断、停止、終了することによって発生した損害等。

b) 通常講ずるべき対策では防止できないと想定される被害、天変地異による被害、その他当社の責によらない事由（以下、「不可抗力」という）による被害。

c) 本会ウェブサイトから本会ウェブサイト以外のサイトやリソース（以下、「外部サイト」という）へのリンク、または外部サイトから本会ウェブサイトへのリンクのいずれかがなされている場合における、その外部サイトの利用に関する責任およびこれら外部サイトに起因または関連して生じた損害等。

d) その他利用者がインターネットを利用する上で利用者に生じた損害等。

第9条（不保証）

以下の各項について、いずれも本会が保証するものではありません。

- (1) 本会サービスの提供に不具合や障害が生じないこと
- (2) 本会サービスから得られるすべての情報等が正確なものであること
- (3) 本会サービスおよび本会サービスを通じて入手した商品、役務、情報などが利用者の期待を満たすものであること

第10条（本会サービスの中断と終了）

本会は、本会の事情による内容、その他管理上やむを得ない事由がある場合、および本会が提携する事業者の役務が提供されない場合、会員の承諾を得ることなく本会サービス（会員サービスを含む）の全部または一部の提供を終了することができるものとします。

第11条（規定の変更）

本会は本会員規定を、その他の会員規程とは別個独立に単独で随時変更することができるものとします。

変更内容については本会ウェブサイト上に1ヶ月間表示することにより通知します。

規定の修正、変更は、本会ウェブサイト上で変更後の規定を掲示した日から1ヶ月経過した日から発効するものとします。

第12条（包括的合意および分離可能性）

本会員規定及びその他の会員規程に関する利用者の同意は、本会サービスに関する利用者と本会間の包括的な合意を意味します。

従って、各規定の一部のみの合意、または一部の拒否は認められません。

また、規定の一部が法令等に抵触するものである場合は当該一部についてのみ無効とし、その他の部分は有効であるものとします。

第 13 条（事業譲渡時の利用規約合意の承継）

本会サービスの一部または全部が、本会から他社に事業譲渡された場合、当該サービスのすべてが自動的に譲受人に承継されるものとします。

第 14 条（準拠法、裁判管轄）

本会員規定およびその他の会員規程準拠法は日本法とします。

また、本会サービスに関連して本会と会員の間で生じた紛争については水戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

付則

この会員規定は 2018 年 4 月 1 日から実施します。